

児童ケア・リーヴァーの出生記録及びケア記録へのオープン・アクセスについて — 英国バーナードズの活動から —

○ 福岡県立大学 細井 勇 (1437)

キーワード：オープン・アクセス、バーナードズ、親を知る権利

1. 研究目的

英国における戦前の児童ケアの目的は、要保護児童の出生家族とコミュニティーからの分離保護であり、出生家族については何も知らせないことこそが児童の利益に合致すると認識された。戦後の児童ケアにおいては出生家族とコミュニティーとの繋がりの中での児童ケアへと180度方向転換された。1975年児童法第26条によって成人に達した養子は出生記録が開示されることになった。その後、知る権利の保障は、養子縁組から里親委託された児童へ、さらに施設を含むすべてのケア・リーヴァーに拡大されていった。オープン・アクセス（情報の開示）は、「私は誰か」というアイデンティティーの保障に欠かせないと認識されるようになるのである。1984年のData Protection Actは1987年に完全実施され、自治体社会サービス部にはオープン・アクセスへの責任が課せられることになった。しかし、この責任は民間団体にまでは及んでいなかった。なお、この段階では完全なるオープン・アクセスではなかった。本人を酷く傷つけると提供側によって判断された情報の開示は制限されるものであった。

バーナードズが、クライアントの記録開示を開始するのは1987年であった。マーガレット・ハンフィリーズが1967年まで続いた海外児童移民問題を知ることとなり、トラストを立ち上げた年である。海外児童移民問題の政治的スキャンダル化へのバーナードズとしての応答責任が、知らせないことから知らせることへ方針転換であったと言えようか。

本研究の目的は、バーナードズのオープン・アクセスの活動経過を紹介し、分析検討することで、オープン・アクセスの意義を確認することにある。

2. 研究の視点および方法

2011年3月、2012年7月、2013年3月と計3回、ロンドン近郊のバーキングサイドにあるバーナードズ本部のThe Making Connection(従来のアフタ・ケア部門は2007年改組)を訪問し、ヒアリングを実施するとともに、関係資料を収集した。以下は主な資料・文献である。Sheldon R. Gelman(1989) Open Access to Client Records : The Barnardo Experience / Gill Pugh(1999) Unlocking The Past : The impact of access to Barnardo's Childcare records / The Barnardo Guild Messenger の各号記事等である。

3. 倫理的配慮

プライバシーには配慮し、ケア・リーヴァーの個人情報には言及しない。

4. 研究結果

1866年から1970年代まで、バーナードズがケアした児童の総数は35万人に達する。ここにはカナダやオーストラリアに海外移民された多くの児童が含まれており、また、養子縁組や里親委託された児童が含まれている。その多くが、出生家族の背景を知らされず、またどうしてケアされたかの理由を知らされていなかった。1987年に情報開示は開始されるが、情報の開示を求める大人は、毎年1,500人程度であった。しかし、1995年7月、BBCがバーナードズ125周年を記念する番組を放映すると、わずか1週間に4,000人からの問い合わせがあった(Gill Pugh)。バーナードズは、情報の開示申請には個別面談による丁寧な対応を方針としていたため、1年以上も待機させられる人々が続出してしまった。また、当初の情報開示は、完全なるオープン・アクセスではなかった。バーナードズの側で開示が適当でないと判断された情報は抑制され、生のケア記録がそのまま開示されることはなかった。それはパターンリズムの温存であり、サービスの提供者と利用者との関係が対等なパートナーシップに至っていないことを示すものであった。制限された情報の開示はケア・リーヴァーにストレスを与えるものであった。自分への配慮としての情報制限というよりもサービス提供側にとって不都合な情報の制限のように思われたからである。1995年になると完全なるオープン・アクセスへと方針転換され、オリジナルな記録が完全に開示されることになった(この場合も、当事者以外の情報の閲覧は制限されている)。

ところで、ケア記録の開示のためには記録の保管が前提となる。バーナードズには1867年にまで遡る個人記録が37万件保管されている。バーナードズ・アーカイブで見せて頂いた分厚く大きなケア記録の台帳には青インクで14~15歳までのケア記録が、赤インクで21歳までの記録が書かれていた。施設を退所したケア・リーヴァーへの21歳までのアフターケアへの責任が当初から明確化されていたのである。

5. 考察

養子で育った人への情報開示の影響に関する研究は多いが、バーナードズの場合のように施設から施設へという経験をしたケア・リーヴァーへの情報開示の影響に関する研究は少ない。この点 Gill Pugh(1999)の質的研究は貴重である。結論として、情報開示の意味あいは、情報開示を求める人の動機や背景によって異なるものの、出生記録を全く知らされず、「私が誰か」という根無し草のような喪失の感覚を生きてきた人にとって、情報開示への乾きは切迫しており、僅かな情報ですら、その人の人生を大きく変える意味があること、また、情報開示は一挙的なものではなく、パーソナルな関係の中で継続されていくことで、その人のアイデンティティーがしだいに再生・強化されていくことが確認された。